

兵庫県立大学大学院看護学研究科規程

平成25年兵庫県立大学大学院看護学研究科規程第1号

兵庫県立大学大学院看護学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程76号。以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 兵庫県公立大学決裁規程（平成25年法人規程第6号）第5条に規定する専決事項として研究科長が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に斬新的・創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする。

2 看護学専攻博士前期課程（修士課程）（以下「博士前期課程」という。）においては、広い視野に立って看護学の精深な学識を授け、高度な専門性を有する看護の実践能力や研究者としての基礎能力を養うものとする。

3 看護学専攻博士後期課程においては、看護学の分野における創造性豊かな研究者として、広い視野のもとに自立して研究活動を行うために必要な、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(コース)

第4条 大学院学則第2条第2項の規定による看護学専攻博士前期課程には、高度実践看護コース、研究コース、実践リーダーコース及び災害看護グローバルリーダーコースを置く。

2 大学院学則第2条第2項の規定による看護学専攻博士後期課程には、研究コース及び災害看護グローバルリーダーコースを置く。

(副プログラム)

第5条 本研究科において編成する教育課程を充実させるため、副プログラムを置くことができる。

2 副プログラムに関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位の計算)

第6条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項は、看護学専攻博士前期課程にあっては別表第1のとおり、看護学専攻博士後期課程にあっては別表第2のとおり、教職課程にあっては別表3のとおりとする。

2 授業科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。

(1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習については、別に定める。

(指導教員)

第7条 学生の履修、研究及び論文の指導のため指導教員を置く。

2 指導教員は、専門領域を担当する専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、研究科委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上で、研究科長が認めた教員をもって充てることができる。

3 指導教員は、学生の研究を指導し、あわせて学生の授業科目の履修などに適切な助言を行うものと

する。

- 4 指導教員の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科長は、委員会の意見を聴いた上で変更を認めることがある。

(履修手続)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の指導のもとに、毎学期の所定の期日までに履修願（様式第1号）を学務所管課に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期日までに履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。
- 3 履修願提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときは指導教員と当該担当教員の承認を得て、研究科長に変更を願い出ることができる。研究科長は前記の変更にあたっては委員会の意見を聴いた上で行う。

(単位の認定)

第9条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

(学位論文の指導)

第10条 学位論文の指導については、学位論文研究計画書（以下「計画書」という。）を作成する段階から専門領域の指導教員を主指導教員とし、学生の研究内容に応じて、研究科長が承認した複数の副指導教員による指導体制をとる。研究科長は、前記の承認にあたっては委員会の意見を聴いた上で行う。

- 2 主指導教員は、副指導教員と連携をとりながら研究指導にあたるものとし、学位論文の計画書の作成並びに研究課題における学生の指導及び相談等においては、主たる指導者としての役割と責任を担うものとする。
- 3 副指導教員は、主指導教員の要請を受けながら、研究方法や内容等について、学生の指導及び相談を行いながら、研究が円滑に進むように支援するものとする。

(転学)

第11条 大学院学則第22条第1項の規定により、他の大学院に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課へ提出しなければならない。

- 2 大学院学則第22条第2項の規定により、本研究科に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転研究科)

第12条 研究科長は、学生が他の研究科に転研究科を希望する旨を申し出たときは、委員会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

- 2 研究科長は、前項の規定により転研究科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。
- 3 他の研究科の在学生在で本研究科に転研究科を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に転研究科を許可することができる。
- 4 前項の選考に関し、必要な事項は委員会の意見を聴いた上で研究科長が別に定める。

(他研究科の授業科目の履修)

第13条 学生は、他研究科の授業科目の履修をしようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定により、他研究科の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。
- 3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、委員会の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

(他大学院授業科目の履修)

第14条 学生は他大学院の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。
2 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、委員会の意見を聴いた上で、修了所要単位数に算入することができる。

(他大学院学生の受入れ)

第15条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により他大学院学生が本研究科における履修を願い出たときは、委員会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

(修士論文又は博士論文)

第16条 所定の期間在学した学生は、修士論文又は博士論文を提出することができる。
2 大学院学則第25条第3項、第27条第3項及び第28条第3項の規定により修士論文又は博士論文の提出の期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程に従う。

(最終試験)

第17条 大学院学則第25条第3項、第27条第3項及び第28条第3項の規定により最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文又は博士論文を提出した者について行う。

(養護教諭専修免許状)

第18条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭専修免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令26号）の定めるところにより、第6条に定める教職課程科目単位を履修しなければならない。

(成績の評価及び判定)

第19条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 学位論文の評価は、第1項の規定を準用することとし、最終試験は合格、不合格をもって表す。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、履修方法については看護学研究科で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に当該研究科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、公立大学法人兵庫県立大学の設立に伴い廃止された兵庫県立大学看護学研究科規則（兵庫県立大学看護学研究科規程第1号）の規定の例による。

附 則（平成26年3月13日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成25年度及び平成26年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成28年2月10日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成25～27年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成29年3月7日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学したものに適用し、平成25～28年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成30年3月14日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学したものに適用し、平成25～29年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成30年10月11日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から試行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3は、この規程の施行日以後に入学したものに適用し、平成30年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成31年2月13日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年度以前に入学した者の成績の評価については、第19条第1項第3号の規程にかかわらず、従前の定めるところによる。

附 則（令和元年12月11日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び第4は、この規定の施行日以後に入学したものに適用し、平成31年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（令和3年2月10日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1、第2及び第3は、この規程の試行期日以後に入学したものに適用し、令和2年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。
- 3 兵庫県立大学大学院則（平成25年法人規定第76条）附則（令和2年12月2日改正）2により存続する共同災害看護学専攻5年一貫博士課程の教育研究上の目的、授業科目及び単位数その他履修に関する事項については改正後の規程に関わらず、従前の定めるところによる。

附 則（令和4年3月9日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1は、この規程の施行期日以後に入学したものに適用し、令和3年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（令和4年4月13日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び第2は、この規程の施行期日以後に入学したものに適用し、令和4年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（令和5年2月8日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び第2は、この規程の施行期日以後に入学したものに適用し、令和4年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

別表第1（第6条関係）

看護学専攻博士前期課程（修士課程）

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数		
			必 修	選 択	自 由
授 業 科 目 の 概 要	〔看護学基盤科目〕				
	実践看護論	1	2		
	看護研究法Ⅰ	1	2		
	看護研究法Ⅱ	1		1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	看護倫理	1		2	
	〔関連教養科目〕				
	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1～2		2	
	保健経済学	1		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	疫学統計	1		2	
	人間関係の心理学	1		2	
	人材育成開発論	1		2	
	データヘルス	1～2		2	
	〔看護学共通科目〕				
	看護と保健政策	1		2	
	看護教育論	1		2	
	看護管理	1		2	
地域保健活動論	1		2		
看護コンサルテーション	2		2		
看護ヘルスアセスメント	1		2		
家族看護学	1		2		
臨床病態診断学特論	1		2		
ベッドサイドの臨床薬理	1		2		

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数		
			必 修	選 択	自 由
授 業 科 目 の 概 要	〔領域別専門科目〕 (看護生体機能学)				
	看護生体機能学特論Ⅰ	1		2	
	看護生体機能学特論Ⅱ	1		2	
	看護生体機能学演習	2		2	
	看護生体機能学研究法Ⅰ	1		2	
	看護生体機能学研究法Ⅱ	1		2	
	看護生体機能学研究法Ⅲ	2		2	
	看護生体機能学研究法Ⅳ	2		2	
	(生活機能看護学)				
	生活機能看護学特論Ⅰ	1		2	
	生活機能看護学特論Ⅱ	1		2	
	生活機能看護学演習	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ (生活機能看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ (生活機能看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ (生活機能看護学)	2		2	
	(環境看護学)				
	環境看護学演習Ⅰ	1		2	
	人間生活環境論	1		2	
	環境看護論	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ (環境看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ (環境看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ (環境看護学)	2		2	
	(がん看護学)				
	がん看護論	1		2	
	症状緩和論	1		2	
	がん治療看護論	1		2	
	がん看護病態学特論	1		2	
	治療看護エビデンス検索演習	2		2	
	がん治療的看護介入演習	1		2	
	がん高度実践看護実習Ⅰ	1		2	
	がん高度実践看護実習Ⅱ	2		2	
	がん高度実践看護実習Ⅲ	2		2	
	がん治療看護実習Ⅰ	1		2	
がん治療看護実習Ⅱ	1		2		
特別課題演習 (がん看護学)	2		2		

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数			
			必 修	選 択	自 由	
授 業 科 目 の 概 要	看護学特別研究Ⅰ（がん看護学）	1		2		
	看護学特別研究Ⅱ（がん看護学）	2		2		
	看護学特別研究Ⅲ（がん看護学）	2		2		
	（クリティカルケア看護学）					
	クリティカルケア看護学概論	1		2		
	クリティカルケア看護 病態アセスメント論	1		2		
	クリティカルケア看護学 治療・療養支援論	1		2		
	クリティカルケア看護演習Ⅰ	1		2		
	クリティカルケア看護演習Ⅱ	1		2		
	クリティカルケア看護演習Ⅲ	1		2		
	クリティカルケア看護演習Ⅳ	2		2		
	クリティカルケア治療看護実習Ⅰ	1		2		
	クリティカルケア高度実践看護実習Ⅰ	2		4		
	クリティカルケア高度実践看護実習Ⅱ	2		4		
	特別課題演習（クリティカルケア看護）	2		2		
	看護学特別研究Ⅰ（クリティカルケア看護学）	1		2		
	看護学特別研究Ⅱ（クリティカルケア看護学）	2		2		
	看護学特別研究Ⅲ（クリティカルケア看護学）	2		2		
	（成人看護学）					
	成人健康看護特論	1		2		
	成人看護方法論Ⅰ	1		2		
	成人看護方法論Ⅱ	1		2		
	慢性治療看護論	1		2		
	慢性看護活動論Ⅰ	1		2		
	慢性看護活動論Ⅱ	2		2		
	慢性高度実践看護実習Ⅰ	1		1		
	慢性高度実践看護実習Ⅱ	2		3		
	慢性高度実践看護実習Ⅲ	2		2		
	慢性治療看護演習Ⅰ	1		2		
	慢性治療看護演習Ⅱ	1		2		
慢性治療看護実習Ⅰ	1		2			
慢性治療看護実習Ⅱ	2		2			
特別課題演習（慢性看護学）	2		2			
看護学特別研究Ⅰ（成人看護学）	1		2			
看護学特別研究Ⅱ（成人看護学）	2		2			
看護学特別研究Ⅲ（成人看護学）	2		2			

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数		
			必 修	選 択	自 由
授 業 科 目 の 概 要	(老人看護学)				
	老人看護論	1		2	
	老人健康生活評価論	1		2	
	老人看護サポートシステム論	1		2	
	老人看護病態・治療論	1		2	
	老人看護援助論	1		2	
	老人治療看護演習Ⅰ	1		2	
	老人治療看護演習Ⅱ	1		2	
	老人高度実践看護実習Ⅰ	1		2	
	老人高度実践看護実習Ⅱ	1		2	
	老人高度実践看護実習Ⅲ	2		2	
	老人治療看護実習Ⅰ	1		2	
	老人治療看護実習Ⅱ	2		2	
	特別課題演習（老人看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅰ（老人看護学）	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ（老人看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ（老人看護学）	2		2	
	(母性看護学)				
	ウイメンズヘルス	1		2	
母性健康生活論	1		2		
母性援助論Ⅰ	1		2		
母性援助論Ⅱ	1		2		
母性治療看護論Ⅰ	1		2		
母性治療看護論Ⅱ	1		2		
母性治療看護演習	2		2		
特別課題演習（母性看護学）	2		2		
母性高度実践看護実習Ⅰ	1		2		
母性高度実践看護実習Ⅱ	2		2		
母性高度実践看護実習Ⅲ	2		2		
母性治療看護実習Ⅰ	1		2		
母性治療看護実習Ⅱ	2		2		
看護学特別研究Ⅰ（母性看護学）	1		2		
看護学特別研究Ⅱ（母性看護学）	2		2		
看護学特別研究Ⅲ（母性看護学）	2		2		

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数		
			必 修	選 択	自 由
授 業 科 目 の 概 要	(小児看護学)				
	小児健康生活論	1		2	
	小児看護援助論	1		2	
	小児看護援助論演習Ⅰ	1		2	
	小児看護援助論演習Ⅱ	1		2	
	小児保健医療福祉教育制度と看護	1		2	
	小児身体・発達アセスメント演習	1		2	
	小児看護臨床薬理・判断過程演習	1		2	
	小児高度実践看護実習Ⅰ	1		3	
	小児高度実践看護実習Ⅱ	2		3	
	小児高度実践看護実習Ⅲ	2		2	
	小児治療看護実習	1		2	
	特別課題演習（小児看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅰ（小児看護学）	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ（小児看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ（小児看護学）	2		2	
	(精神看護学)				
精神看護特論	1		2		
精神看護方法論Ⅰ	1		2		
精神看護方法論Ⅱ	1		2		
精神高度実践看護演習Ⅰ	1		2		
精神高度実践看護演習Ⅱ	2		2		
精神治療看護演習	1		2		
精神高度実践看護実習Ⅰ	1		1		
精神高度実践看護実習Ⅱ	1		4		
精神高度実践看護実習Ⅲ	2		3		
精神治療看護実習	1		2		
特別課題演習（精神看護学）	2		2		
看護学特別研究Ⅰ（精神看護学）	1		2		
看護学特別研究Ⅱ（精神看護学）	2		2		
看護学特別研究Ⅲ（精神看護学）	2		2		
	(在宅看護学)				
在宅看護活動論	1		2		
在宅看護援助論Ⅰ	1		2		
在宅看護援助論Ⅱ	1		2		
在宅看護方法論Ⅰ	1		2		

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数		
			必 修	選 択	自 由
授 業 科 目 の 概 要	在宅看護方法論Ⅱ	2		2	
	在宅看護管理論	1		2	
	在宅治療援助論	2		2	
	在宅高度実践看護実習Ⅰ	1		3	
	在宅高度実践看護実習Ⅱ	2		3	
	在宅治療看護実習Ⅰ	1		2	
	在宅治療看護実習Ⅱ	2		2	
	特別課題演習（在宅看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅰ（在宅看護学）	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ（在宅看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ（在宅看護学）	2		2	
	（組織看護学）				
	看護経営管理論	1		2	
	組織看護学演習	1		2	
	組織看護学特論	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ（組織看護学）	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ（組織看護学）	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ（組織看護学）	2		2	
	基礎課題ゼミナール	1		2	
	ヘルスケア組織論	1		2	
	プロジェクトマネジメント	1		2	
	地域ケアシステム論	2		2	
	ヘルスケアシステム演習	1		1	
	ヘルスケアにおける質管理	2		2	
	組織看護学リーダーシップ特論	1		2	
	組織看護学リーダーシップ実習	2		4	
	看護実践研究Ⅰ（組織看護学）	1		1	
	看護実践研究Ⅱ（組織看護学）	2		2	
	（地域看護学）				
	地域／公衆衛生看護特論	1		2	
	地域／公衆衛生看護方法論	1		2	
	高度公衆衛生看護演習	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ（地域看護学）	1		2	
看護学特別研究Ⅱ（地域看護学）	2		2		
看護学特別研究Ⅲ（地域看護学）	2		2		
基礎課題ゼミナール	1		2		

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数		
			必 修	選 択	自 由
	ヘルスケア組織論	1		2	
	プロジェクトマネジメント	1		2	
	地域ケアシステム論	2		2	
	ヘルスケアシステム演習	1		1	
	ヘルスケアにおける質管理	2		2	
	地域看護学リーダーシップ特論	1		2	
	地域看護学リーダーシップ実習	2		4	
	看護実践研究Ⅰ（地域看護学）	1		1	
	看護実践研究Ⅱ（地域看護学）	2		2	
授 業 科 目 の 概 要	（学校保健学）				
	生徒指導特論	1		2	
	特別支援教育特論	1		2	
	養護活動特論	1		2	
	健康相談特論	2		2	
	学校における保健と安全	2		2	
	学校保健学課題発見演習	1		2	
	学校保健学課題発見実習	1		1	
	学校保健学課題実践実習	2		1	
	学校保健学課題研究Ⅰ	2		2	
学校保健学課題研究Ⅱ	2		2		
基礎課題ゼミナール	1		2		
	（看護情報学）				
	看護情報論	1		2	
	看護情報標準化論	1		2	
	看護システム構築論	2		2	
	広域看護情報システム論	1		2	
	ケア支援システム演習Ⅰ	1		2	
	ケア支援システム演習Ⅱ	2		2	
	プロジェクト研究基礎	1		2	
	看護情報学実践研究Ⅰ	1		2	
	看護情報学実践研究Ⅱ	2		2	
	（災害看護学）				
	災害看護学総論	1		2	
	災害看護対象論	1		2	
	災害グローバル看護実践論	2		2	
	災害看護フィールドワークⅠ	1		1	

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数		
			必 修	選 択	自 由
授 業 科 目 の 概 要	災害看護フィールドワークⅡ	1～2		1	
	災害看護フィールドワークⅢ	1～2		1	
	災害看護研究ゼミナール	1		2	
	実践看護研究（災害看護学）	2		3	
	〔先端医療工学研究所共通科目〕				
	医療健康工学概論	1～2		2	
	機器分析学	1～2		2	
	分子細胞構造学	1～2		2	
	人間健康科学特論	1～2		2	
	臨床食環境栄養特論	1～2		2	
	病院情報システム特論	1～2		2	
	デジタルヘルス	1～2		2	
	〔コミュニティ・プランナー共通科目〕				
	コミュニティ・プランナー方法論	1～2			2
コミュニティ・プランナー方法論実践	1～2			2	

(修了要件)

必修科目及び各専門領域が別に定める授業科目を含め下表の単位以上を修得したうえで、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。

なお、先端医療工学研究所共通科目の履修単位は2単位を上限として修了所要単位に算入できる。ただし、修了所要単位に算入できるのは修士論文の内容に関連する科目であり、看護学共通科目の「看護と保健政策」を履修している場合に限る。

専門領域	高度実践看護コース	研究コース	実践リーダーコース	災害看護グローバルリーダーコース
看護生体機能学		30		
生活機能看護学		30		
環境看護学		30		
がん看護学	40	30		
クリティカルケア看護学	42	30		
成人看護学	42	30		
老人看護学	44	30		
母性看護学	42	30		
小児看護学	40	30		
精神看護学	44	30		
在宅看護学	44	30		
組織看護学		30	30	
地域看護学		30	30	
学校保健学			30	
看護情報学			30	
災害看護学				34

別表第2（第6条関係）

看護学専攻博士後期課程

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数		
			必 修	選 択	自 由
授 業 科 目 の 概 要	〔看護学共通科目〕				
	理論看護学Ⅰ	1	2		
	理論看護学Ⅱ	1		2	
	看護学研究法	1	2		
	量的看護研究法応用	1		2	
	質的看護研究法応用Ⅰ	1		1	
	質的看護研究法応用Ⅱ	1		1	
	高等社会統計学	1		2	
	哲学の人間学Ⅱ	1		2	
	〔専門領域別科目〕				
	治療看護学特論	1		2	
	治療看護学演習	1		4	
	看護病態機能学特論	1		2	
	看護病態機能学演習	1		4	
	生活機能看護学特論	1		2	
	生活機能看護学演習	1		4	
	環境看護学特論	1		2	
	環境看護学演習	1		4	
	母性看護学特論	1		2	
	母性看護学演習	1		4	
	小児看護学特論	1		2	
	小児看護学演習	1		4	
	成人看護学特論	1		2	
	成人看護学演習	1		4	
	老人看護学特論	1		2	
	老人看護学演習	1		4	
	精神看護学特論	1		2	
精神看護学演習	1		4		
組織看護学特論	1		2		
組織看護学演習	1		4		
地域看護学特論	1		2		
地域看護学演習	1		4		

授 業 科 目 の 名 称		配当年次	単 位 数		
			必 修	選 択	自 由
授 業 科 目 の 概 要	災害看護学特論	1		2	
	災害看護学演習	1		4	
	在宅看護学特論	1		2	
	在宅看護学演習	1		4	
	看護情報学特論	1		2	
	看護情報学演習	1		4	
	(自由選択)				
	インディペンデントスタディ	1~3			1~2
	インターンシップ	1~3		2	
	〔博士論文支援科目〕				
英語論文の書き方	1		1		
研究計画ディベロップメントⅠ	1	1			
研究計画ディベロップメントⅡ	1	1			

(修了要件)

授業科目のうち、看護学共通科目から4単位以上、専門領域別科目から6単位以上（特論2単位以上、演習4単位以上）及び博士論文支援科目から2単位以上、合計12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

災害看護グローバルリーダーコースにあつては、博士前期課程で専門領域が別に定める授業科目を履修し修士号を取得した上で、博士後期課程において自由科目のインターンシップ2単位を修得すること。

別表第3 (第6条関係)

免許法施行規則に定める科目区分	教育職員免許法に定める単位数	左記に対応する本大学院開設科目			備 考
		授 業 科 目	単 位 数		
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	24	実 践 看 護 論	2		小児看護学及び地域看護学は全てを履修
		看 護 研 究 法 I	2		
		看 護 研 究 法 II		1	
		看 護 研 究 法 III		1	
		看 護 倫 理		2	
		家 族 看 護 論		2	
		地域/公衆衛生看護特論		2	
		心 理 療 法 原 論		2	小児看護学及び地域看護学はこれらの科目より1科目2単位以上を履修
		保 健 統 計 学		2	
		臨 床 疫 学		2	
		母 性 健 康 生 活 論		2	小児看護学は4科目より3科目6単位以上を選択
		小 児 看 護 援 助 論		2	
		小児看護援助論演習 I		2	
		小児看護援助論演習 II		2	
		地域/公衆衛生看護方法論		2	地域看護学は全てを履修
		地域ケアシステム論		2	
		高度公衆衛生看護演習		2	学校保健学は全てを履修
		疫 学 統 計		2	
		学校における保健と安全		2	
		養 護 活 動 特 論		2	
		健 康 相 談 特 論		2	
		学校保健学課題発見演習		2	
		学校保健学課題発見実習		1	
		学校保健学課題実践実習		1	
	ヘルスケア組織論		2		
	小 児 健 康 生 活 論		2	小児看護学及び地域看護学は3科目より1科目2単位以上を選択	学校保健学は4科目より2科目4単位以上を選択
	人間関係の心理学		2		
特別支援教育特論		2			
教育学特講	2				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目		生 徒 指 導 特 論		2	学校保健学は履修

(履修要件)

以下の要件全てに当てはまる者に教職課程の履修を認める。

- ① 入学時において養護教諭1種免許状を取得している、または博士前期課程修了までに所要資格を満たすことができる見込みがある。
- ② 看護学専攻博士前期課程（修士課程）に在籍している。
- ③ 学校保健学、小児看護学、地域看護学の各専門領域に属している。